

建設工事現場から排出される廃棄物の例

廃棄物の種類		廃棄物の例		備考
主な産業廃棄物	安定期間	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど ①廃合成樹脂製建材 ②廃発泡スチロール等梱包材 ③廃タイヤ ④廃ビニルシート類 等	石綿を0.1重量パーセント以上含む物（スレート、ヒューム管など）については、石綿含有産業廃棄物として、保管や運搬の際は分別し、破碎しないようにしなければならない
	型産	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず ①ガラスくず ②タイル衛生陶器くず ③耐火レンガくず 等	廃石膏ボードは、管理型物として処分（紙を取り除いた後の石膏も管理型物）
	業	がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片及びこれに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③レンガ破片 等	建設リサイクル法に沿った処理が必要
	廃	ゴムくず	天然ゴムくず 合成ゴムくず等合成樹脂製品の廃材は廃プラスチック類に該当	
	物	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属のくず（研磨くず等を含む） ①鉄骨鉄筋くず ②金属加工くず ③足場パイプや保安用塀 ④廃缶・廃配管類 等	鉛製の管又は板等は、管理型物として処分
業型産業廃棄物	管理型	汚泥	でい状を呈するもの ①含水率が高く粒子の微細な無機性の汚泥 ②廃ベントナイト汚泥 ③脱水機等で中間処理したでい状のもの ④廃生コンクリートなどでい状のもの 等 *掘削物を標準がソドツツで山積みできず、又は人がその上を歩けない状態（コーン指数おおむね 200kN/m ² 以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m ² 以下）のもの	土砂由来の無機性の汚泥を建設資材、埋め戻し材として再生利用する場合は再生利用に係る条件に適合することが必要
	産	紙くず	工作物の新築・改築・除去に伴って排出される紙くず ①壁紙、障子くず ②廃包装材料、段ボール ③紙、板紙等廃建材 等	
	業	木くず	工作物の新築・改築・除去に伴って排出される木くず ①木造家屋等解体材 ②測量に使用する木杭 ③型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材 ④抜根、伐採材 等	建設リサイクル法に沿った処理が必要、CCA処理木材については、解体現場で分別して排出することが必要
	廃	繊維くず	工作物の新築・改築・除去に伴って排出される天然繊維くず（木綿、羊毛、麻、縄等のくず） ①工事中用廃ウエス・縄 ②たたみ・じゅうたん 等 *プラスチック製ロープ等合成樹脂製品の廃材は廃プラスチック類	
	物	廃油	鉱物性油、植物性油脂のすべての廃油（直接埋立不可） ①重機等の廃潤滑油 ②防水アスファルト等の使用残さ ③特別管理産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類	焼却設備により焼却したものと及びタールピッチ類に限り、埋立処分可能
	特別管理産業廃棄物	廃石綿等	工作物の除去に伴って生ずる廃石綿等 ①吹付け石綿を除去したもの ②石綿保温材 等 ③石綿除去作業に使用し石綿が付着しているおそれのあるもの	石綿等が分散しないように処分すること
		廃PCB等	使用済みPCB使用電気機器等	処分が開始されるまで、当面、建物の管理者が保管
		廃PCB汚染物	①廃トランス ②廃コンデンサ ③廃蛍光灯安定器	
		水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有の廃蛍光管、廃電池 等	安定型埋立不可
		その他	誘導灯・非常灯用ニカド電池 等	有害物質等を含有するもの
主な一般廃棄物		木くず	産業廃棄物の木くず以外の廃木材 ①産廃木くず以外の抜根・伐採材 ②枝打ちした木・間伐材 ③流木 ④土砂採取・砂利採取により発生した木くず 等	工作物の新築・改築・除去を伴わない工事により発生したものが該当
		伐開物	草、笹、草の根など伐開に伴って発生したもの	土砂は廃棄物処理法の対象となる廃棄物には含まれない
		その他	現場事業所、宿舍等の生活系の廃棄物や撤去に伴う廃棄物 ①日用雑貨品、ビン、寝具、家具、家電製品 ②設計図面、資料、新聞紙、雑誌、資料保管用段ボール類 等	工作物の新築・改築・除去に伴って排出される木くず、紙くず、繊維くずなど産業廃棄物を除く

建設リサイクル法について

- 1 下表の規模以上の建設工事に当たっては、分別解体等、再資源化等が義務づけられています。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80 m ²
建築物の新築、改築	500 m ²
建築物の修繕、模様替（リフォーム等）	1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事など）	500万円

- 2 分別解体等及び再資源化等が必要な特定建設資材と対応する産業廃棄物の種類、再資源化（産業廃棄物）は下表のとおりです。

特定建設資材	産業廃棄物の種類	再資源化等の施設の例 ^{※1}	再資源化の方法
コンクリート	がれき類	破碎施設 ^{※5}	資材又は原材料としての利用
コンクリート及び鉄からなる建設資材	がれき類、金属くず	破碎施設 ^{※5}	資材又は原材料としての利用
木材	木くず	破碎施設又は焼却施設 ^{※2}	※4
アスファルト・コンクリート	がれき類	破碎施設 ^{※3}	資材又は原材料としての利用

※1 再資源化施設以外の施設で選別等を行った後、再資源化施設に持ち込まれる場合についても認められます。

※2 現場から50km以内に再資源化施設がない場合は、縮減として焼却施設での処理も認められます。

また、熱回収に利用できる状態にするための破碎施設も認められますが、資材又は原材料として利用するための破碎施設への搬入が優先します。

※3 アスファルト・コンクリートの破碎ができる施設に限られます。

※4 ①資材又は原材料としての利用 ②熱回収 が認められますが、利用方法は①、②の順に優先されます。

※5 石綿含有産業廃棄物については、破碎できません。

- 3 発注者、受注者がしなければならない手続きは、次のとおりです。

- ① **受注者（元請）** … 工事の受注を受けた受注者は工事計画を策定してください。
- ② **受注者（元請）⇒発注者** … 事前に工事計画について受注者は発注者に書面を交付して説明してください。
- ③ **受注者（元請）⇔発注者** … 発注者、受注者間で契約を交わしてください。契約書には分別解体等の方法、解体工事及び再資源化等の費用、再資源化等を実施する施設を明記してください。
- ④ **発注者⇒道又は市町村** … 発注者は工事を始める7日前までに届け出てください。
- △⑤ **道又は市町村⇒発注者** … 基準に適合しない工事計画に対し道又は市町村は変更を命令します。
- △⑥ **受注者（元請）⇒⇔受注者（下請）** … 元請は④で行った届出の内容を下請けに告知するとともに、双方、契約を締結してください。
- ⑦ **受注者（元請、下請ともに）** … 分別解体等、再資源化等（処理の委託）を行います。
- ⑧ **受注者（元請）⇒発注者** … 再資源化等が適正に完了したことを確認し、発注者へ書面により報告してください。
- ▲⑨ **発注者⇒道又は政令市** … 適正に再資源化が行われなかったと認められるときは、発注者は道又は政令市にこの旨を申告してください。
- ▲⑩ **道又は市町村⇒受注者（元請）** … ⑨による申告を受け、又は第三者などから情報提供等を受けた道又は市町村は、分別解体等、再資源化等の状況を確認し、必要に応じ、受注者に対し助言、勧告、命令、報告の徴収、立入検査を行います。

△及び▲は必要に応じ行われる手続きです。

建設リサイクル法に関する分別解体などの届出や法全般に関することは、各振興局建設指導課又は本庁建設部建築指導課にお問い合わせください。